三　厚生労働大臣が、外国登録製造時等検査機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、六月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

四　厚生労働大臣が、外国登録製造時等検査機関の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めて、その職員をして外国登録製造時等検査機関の事務所に立ち入らせ、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿、書類その他の物件を検査させようとした場合において、その立入り若しくは検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対して陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

五　厚生労働大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、外国登録製造時等検査機関に対し、必要な事項の報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

六　次項の規定による費用の負担をしないとき。

3　前項第四号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける外国登録製造時等検査機関の負担とする。

第五十三条の二第一項中「前条」を「前条第一項若しくは第二項」に改める。

第五十三条の三の表第四十六条第三項第四号の項を次のように改める。

第四十六条第三項第四号	特別特定機械等を製造し、若しくは輸入する者又は特定機械等の整備を業とする者
製造時等検査	性能検査

第五十三条の三の表第五十条第二項及び第三項、第五十二条の二並びに第五十三条の項中「、第五十二条の二並びに第五十三条」を削り、同項の次に次のように加える。

第五十二条及び第五十二条の二	製造時等検査	性能検査
	外国登録製造時等検査機関	外国登録性能検査機関
第五十二条の三	外国登録製造時等検査機関	外国登録性能検査機関
第五十三条第一項及び第二項	外国登録製造時等検査機関	外国登録性能検査機関
	製造時等検査	性能検査
第五十三条第三項	外国登録製造時等検査機関	外国登録性能検査機関

第五十三条の三の二の項中「第五十三条の二」を「前条」に改める。

第五十四条の表第四十六条第三項第四号の項を次のように改める。

第四十六条第三項第四号	特別特定機械等	第四十四条第一項の政令で定める機械等
	製造時等検査	個別検定

第五十四条の表第五十二条の二及び第五十三条の項を次のように改める。

第五十二条及び第五十二条の二	製造時等検査	個別検定
	外国登録製造時等検査機関	外国登録個別検定機関

第五十四条の表第五十三条の二の項の前に次のように加える。

第五十二条の三	外国登録製造時等検査機関	外国登録個別検定機関
第五十三条第一項及び第二項	外国登録製造時等検査機関	外国登録個別検定機関
	製造時等検査	個別検定
第五十三条第三項	外国登録製造時等検査機関	外国登録個別検定機関

第五十四条の二の表第四十六条第三項第四号の項を次のように改める。

第四十六条第三項第四号	特別特定機械等	第四十四条の二第一項の政令で定める機械等
	製造時等検査	型式検定

第五十四条の二の表第五十二条の二及び第五十三条の項を次のように改める。

第五十二条及び第五十二条の二	製造時等検査	型式検定
	外国登録製造時等検査機関	外国登録型式検定機関

第五十四条の二の二の表第五十三条の二の項の前に次のように加える。

第五十二条の三	外国登録製造時等検査機関	外国登録型式検定機関
第五十三条第一項及び第二項	外国登録製造時等検査機関	外国登録型式検定機関
	製造時等検査	型式検定
第五十三条第三項	外国登録製造時等検査機関	外国登録型式検定機関

第五十七条第一項第一号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、同号ホ中「ニまで」を「ハまで」に改め、同号ホを同号ニとする。

第五十七条の二第一項中「この条」の下に「及び次条第一項」を加える。

第五十八条を削り、第五章第二節中第五十七条の五を第五十八条とし、第五十七条の四を第五十七条の五とし、第五十七条の三の前の見出しを削り、同条を第五十七条の四とし、同条の前に見出しとして「（化学物質の有害性の調査）」を付する。

第五十七条の二の次に次の一条を加える。

（第五十七条第一項の政令で定める物及び通知対象物について事業者が行うべき調査等）

第五十七条の三　事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第五十七条第一項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

2　事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

3　厚生労働大臣は、第二十八条第一項及び第三項に定めるもののほか、前二項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

4　厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

第六十六条第一項中「を行なわなければ」を「（第六十六条の十第一項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行わなければ」に改める。